

(令和8年度)

「大仙市子ども会活動支援事業費補助金」実施要項

1 主旨

この事業は、地域社会における健全な児童の育成を目的とした大仙市の子ども会の体験活動を行う事業に対して、大仙市子ども会育成連合会が補助する事業である。

2 申請方法

補助金の交付を受けたい単位子ども会は、事業実施後、申請期間内に生涯学習課もしくは最寄りの公民館（大曲地域（花館・内小友・大川西根・藤木・四ツ屋・角間川地域含む）は生涯学習課）へ、次の書類を提出する。

3 提出書類

- (1) 「子ども会事業」申請書兼実績報告書（様式1）※複数事業行う場合も1申請とする
- (2) 子ども会加入者名簿（任意様式）
- (3) かかった経費の領収書等（コピー可）

4 対象期間

4月1日から3月31日

5 申請期間

6月1日から2月28日 ※3月に対象事業を行う場合は、事前に事務局に連絡を行う

6 決定通知

- (1) 申請単位子ども会からの申請に対して、会長、副会長及び事務局で審査する。
- (2) 申請書兼実績報告書の内容を確認し交付決定をする。
- (3) 申請者に対し決定通知をし、補助金を交付する。

7 事業補助金額

補助金額は予算の範囲内において次のとおりとする。（千円未満切り捨て）

事業費（補助対象外経費を除く）×1/2 ※1 子ども会あたり補助上限1万円

8 補助対象経費

体験活動にかかる経費

9 留意事項

- (1) 秋田県子ども会育成連合会の「子ども会夢活動」支援事業との併用はできない。
- (2) 複数の子どもの会での合同事業も1子どもの会とする。